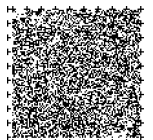
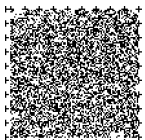




平成 32 年度の将来像





1 障害者数の推計

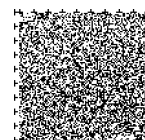
市の人口は減少傾向にあるものの、障害者（手帳所持者）数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加などにより、障害者数は今後とも増加すると予測されます。

第5期障害福祉計画期間の障害者数の推計は、次の表のとおりとなります。各障害の手帳所持者数は、平成32年度で合計2,657人（対人口比4.6%）になると見込まれます。

年度	27	28	29	30	31	32
人口	58,798人	58,618人	58,486人	58,299人	58,083人	57,842人
障害者手帳所持者数	2,436人	2,454人	2,520人	2,569人	2,611人	2,657人
身体障害者手帳所持者数	1,647人	1,628人	1,646人	1,658人	1,663人	1,673人
愛の手帳所持者数	384人	407人	426人	443人	461人	478人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	405人	419人	448人	468人	487人	506人
対人口比率	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%

※平成27・28年度は実績値（各年度末現在）

※平成29年度以降は推計値



2 / 第5期障害福祉計画（国の指針）のポイント

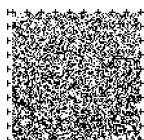
障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。

また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

計画では、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、次の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等



3 成果目標

国の基本指針の内容、過去の実績、今後の増加要素等を踏まえ、本市では次のとおり成果目標を設定することとします。

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 28 年度末時点における福祉施設入所者の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行する。	3 人
	平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減する。	1 人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	—
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を整備する。	—
福祉施設から一般就労への移行等	平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にする。	9 人
	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度実績から 20%以上増加する。	22 人
	就労移行率 30%以上である就労支援事業所を平成 32 年度末までに全体の 50%以上とする。	50%以上
	就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。	80%以上
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	—
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	—
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—

